

筑後地域消防指令センター高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新整備業務委託契約書（案）

久留米広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）と 株式会社（以下「受注者」という。）は、消筑後地域消防指令センター消防通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新整備業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 発注者は、筑後地域消防指令センター高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新整備業務委託（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

2 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別添の図書、仕様書、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書その他業務内容に関する書類をいう。以下同じ。）に従い、法令及び久留米広域市町村圏事務組合の条例、規則等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

3 発注者は、その意図する業務の目的を達成させるため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

（場所）

第2条 業務を行う場所は久留米広域市町村圏事務組合の指定する場所とする。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料の額）

第4条 業務の委託料の総額は、次に掲げる額とする。

業務委託料金 円（うち消費税等額 円）

2 法改正により消費税等の税率が変動したときは、当該法改正の施行日以降における前項の消費税等額は、変動後の税率により計算した額とする。

（契約保証金）

第5条 受注者は、発注者に対し、発注者が定める日までに、契約保証金として前条に定める委託料総額を1年あたりの額に換算した額の100分の10以上に相当する金額を納付しなければならない。ただし、久留米広域市町村圏事務組合契約事務規則第2条の規定により準用する久留米市契約事務規則第27条第1項各号に該当するものとして、発注者が契約保証金を減免することとしたときは、この限りでない。

- 2 前項の契約保証金は、久留米広域市町村圏事務組合契約事務規則第2条の規定により準用する久留米市契約事務規則第26条第3項各号に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。
- 3 契約保証金又はこれに代わる担保の提供は、損害賠償額の予定と解釈しない。
- 4 契約保証金又はこれに代わる担保の提供は、受注者が発注者に対して負う損害賠償金、違約金その他の債務に充当することができる。
- 5 契約の変更により委託料に増減が生じたときは、変更後の委託料総額を1年あたりの額に換算した額の100分の10に達するまで、契約保証金を追加納付させ、又は還付することができる。この場合において、追加納付する契約保証金については、第2項の規定を準用する。
- 6 契約保証金又はこれに代わる担保の提供には、利息は付さない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定により発注者の書面による承諾を求めようとするときは、発注者の指定する様式により、譲受人から暴力団排除等に係る誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、この契約に基づく業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を受けた場合にはこの限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定により発注者の書面による承諾を求めようとするときは、再委託の内容、再委託先、再委託を要する理由、再委託先に対する管理方法、再委託先の作業従事者、その他必要な事項を記載した文書を、発注者に提出しなければならない。
- 3 前項に定めるほか、受注者は第1項ただし書の規定により発注者の書面による承諾を求めようとするときは、発注者の指定する様式により、再委託先から暴力団排除等に係る誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。
- 4 前3項による承諾を受けた場合であっても、再委託先の監督ならびに再委託先が行った作業結果については、受注者が一切の責任を持つものとする。
- 5 発注者は前4項にかかわらず、再委託先が本業務の履行について著しく不適切と認められる場合には、受注者に対し必要な措置を求めることができる。

(法令上の責任)

第8条 受注者は、受注者の従業員に対する使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、発注者に対し責任を及ぼさないものとする。

(業務責任者等)

第9条 受注者は、この契約に基づく業務に関する責任者を1人以上配置し、遅滞なく発注者に通知しなければならない。この者を変更したときも同様とする。

2 前項の責任者（以下「業務責任者」という。）は、この契約書及び仕様書に定める業務の履行における一切の事項を処理するものとする。

3 受注者は、業務責任者及び業務に従事する作業員（以下「業務責任者等」という。）の名簿を発注者に提出しなければならない。

(措置請求)

第10条 発注者は、作業責任者等による作業内容その他受注者による業務の履行状況が不適当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置を執ることを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る改善策等について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員による職務の執行が不適当と認められるとき、又は設計図書に不明な点若しくは不適当な点があり、業務の履行が困難であるときは、発注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置を執ることを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る改善策等について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(仕様書の変更)

第11条 発注者は、仕様書に誤謬又は脱漏があるとき、その他必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、委託料の額若しくは委託期間を変更し、又は受注者において追加の費用を支出する必要があるときは、発注者、受注者双方が協議し、書面により定めるものとする。

(機械、器具等の負担区分)

第12条 業務に要する諸機械、器具、道具、物品等の手配及び維持管理に要する費用は、全て受注者の負担とする。

(業務の履行に関する光熱水費等)

第13条 受注者が業務を履行するために必要となる、電気、水道及びガスの料金のうち、第2条で定める業務を行う場所において発生する料金については発注者の負担とし、それ以外の場所において発生する料金については受注者の負担とする。

2 受注者は、第2条に定める業務を行う場所において、電気、水道又はガスを使用するに当たっては、極力節減し、効率的に使用しなければならない。

(業務責任者等の詰所等)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、業務責任者等の詰所として、施設の一部

を無償で受注者の使用に供するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により発注者から提供された施設を善良に管理するとともに、前項の目的以外に使用してはならない。
- 3 受注者は、この契約が終了したときは、発注者から提供された施設を、発注者が定める日までに原状に復して返還しなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 発注者は、完了した業務が契約の内容に適合しないときは、受注者に対して相当の期間を定めてその不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。）を請求し、期間内に修補がなされないときは、修補に代え、不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。

なお、受注者は、如何なる場合であっても、発注者の選択と異なる方法で履行の追完をする場合は、発注者の事前の承認を得ることとし、履行の追完を実施した際には、書面にて発注者に報告を行うこと。

- 2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 発注者が催告をしても受注者が履行の追完をする見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 前項の規定による不適合の修補による履行の追完又は委託料の減額の請求は、第18条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

- 4 発注者は、業務の完了の確認の際に不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ当該不適合の修補又は委託料の減額の請求をすることはできない。ただし、受注者がその不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 5 第1項の規定は、完了した業務の不適合が支給材料の性質又は発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指示が不适当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 6 第1項の規定は、発注者の損害賠償請求権及び解除権の行使を妨げない。

- 7 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 8 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

(契約不適合による解除権)

- 第16条 発注者は、受注者が債務の本旨に従った契約の履行をしない場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その不履行の内容が、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) この契約を履行できないことが明らかであるとき。
 - (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) この契約の締結又は履行に際し重大な不正行為を行ったとき。
 - (5) 関係法令、規則等の規定に違反したとき。
 - (6) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - (7) 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
 - (8) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないと認められるとき。
- 3 第1項又は前項の解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。
- 4 受注者は、第1項又は第2項の定めにより契約を解除されたときは、違約金として、第4条第1項に定める委託料総額の100分の10に相当する金額を、発注者の指定する期日までに発注者に支払わなければならない。この場合において、違約金は損害賠償の額の予定とは解釈せず、受注者は発注者が被った損害を賠償しなければならない。
- 5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第2項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 6 本条の規定は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、適用しない。

(検査及び引き渡し)

- 第17条 受注者は、業務を完了したときは、速やかに発注者にその旨を通知しなければな

らない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の履行を確認するための検査を完了し、受注者に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、委託料の支払の完了と同時に当該成果物の引渡しを行うことを請求することができる。この場合において、乙は、直ちにその引渡しを行わなければならない。
- 5 受注者は、第2項の検査の結果、業務内容その他業務の履行状況が仕様書に適合しない場合において、発注者が手直しを請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、受注者は委託料の増額又は追加費用を請求することができない。
- 6 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて手直しを催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて委託料を減額することができる。

(委託料の支払)

- 第18条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、当該の委託料の支払に関する請求書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
 - 3 発注者は、前項に定める期限までに委託料を支払わなかったときは、受注者に対し、期限の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金の金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率の割合で計算した額の遅延損害金を支払わなければならない。

(前金払)

- 第19条 この契約で、前金払いについて仕様書等で別に定めがある場合は、受注者は、前払金の支払いを発注者に請求することができる。

(暴力団排除措置による解除権)

- 第20条 発注者は、受注者(受注者が共同企業体又は組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - (4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
 - (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
 - (11) 第2号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該者と契約を締結したとき。
 - (12) 第2号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知らずに当該者と契約を締結していた場合であって、当該事実の判明後速やかに契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
- 2 受注者は、発注者が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として受注者に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。
- 3 第16条第4項の規定は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（談合その他の不正行為が行われた場合の解除権）

第21条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占

禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下、「排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前各号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、同法第198条、独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪により逮捕され、又は刑が確定したとき。
- 2 第16条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(安全配慮に伴う業務の中止)

- 第22条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であつて、受注者の責めに帰することができない事由により、業務を行う場所や当該場所までの道路等の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 前2項の場合において、委託料の額若しくは委託期間を変更し、又は受注者において追加の費用を支出する必要があるときは、発注者、受注者双方が協議し、書面により定めるものとする。

(受注者の解除権)

- 第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その不履行の内容が、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。
- 2 受注者は、第22条の規定により業務の全部又は一部が中止され、かつ、これにより委託料が減額された場合であつて、当該委託料の減額分が、第4条に定める委託料の10分の5に相当する額を超えたときは、前項の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。
- 3 第1項に定める発注者の契約違反又は前項に定める業務の全部若しくは一部の中止が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、契約の解除をすることができない。

(損害賠償)

第24条 受注者は、その責めに帰すべき理由により発注者の施設等を滅失し、又は毀損したときは、発注者の認定に基づきその損害（調査費用、弁護士費用を含む。以下この条において同じ。）を賠償しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、受注者は、この契約に定める義務を履行しないため発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務中の事故及び第三者に対する損害)

第25条 受注者の作業責任者等の業務中の事故については、一切受注者の責任において賠償又は補償を行わなければならない、事故が発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、発注者はその責めを負わない。

- 2 受注者は、業務の履行にあたり、第三者に損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、自己の責任と費用負担において当該損害を賠償しなければならない。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、緊急やむを得ない事情があるときを除き、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に対し、措置した内容を速やかに報告しなければならない。
- 3 第1項の規定により受注者が臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(業務の引継ぎ)

第27条 受注者は、この契約が終了するときは、新しい受託者に対し、業務が継続的かつ安定的に行われるために必要な引継ぎをしなければならない。この場合において、引継ぎに要する費用については、発注者は負担しない。

(秘密の保持)

第28条 受注者は、口頭、電子データ又は書面に係らず発注者が提供したすべての情報のうち公然と知られていないもの（個人情報も含む）及び業務履行に際し知り得た秘密を目的外的使用、複製もしくは複製をしてはならず、第三者に開示、漏えい又は盗用してはならない。また、発注者の許可を得て複製及び複製した資料についても同様の扱いとする。

- 2 前項の規定は、本業務の終了後、又は解除後も同様とする。
- 3 第7条第1項ただし書きにより、発注者が承認した再委託先の秘密保持については、受注者が責任を負って管理するものとする。

- 4 受注者は、発注者からの要求又は、履行期間が終了するまでに第1項に規定する秘密を発注者に返却し、又は完全かつ検証可能な状態で廃棄処分しなければならない。なお、発注者の許可を得て複写及び複製した資料についても同様の扱いとする。

(特許権及び著作権等)

第29条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

- 2 成果物が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合には、受注者は発注者に対し、その事実関係を速やかに報告しなければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、受注者の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が発注者の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者の知的財産権等の保護)

第30条 受注者は、本業務の成果物が第三者の知的財産権等を侵害しないよう努めるとともに、受注者の責に帰すべき事由により紛争が生じた場合は、受注者の責任と負担において解決しなければならない。

(情報セキュリティ)

第31条 受注者は本業務の履行について情報セキュリティの管理のために次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は本業務の履行について、情報セキュリティの管理をつかさどる責任者及び監督者を定め、発注者に通知するものとする。これを変更する時も同様とする。
- (2) 受注者は本業務の履行について、作業者及び作業範囲を定め、発注者に通知するものとする。これを変更する時も同様とする。
- (3) 受注者は本業務の履行のために必要な情報に限りアクセスする事ができる。
- (4) 受注者は本業務の履行のために使用する機器を搬出入する場合には、発注者の許可を得なければならない。
- (5) 受注者は本業務の履行について、開発及び保守記録を作成し、管理しなければならない。
- (6) 受注者は本業務の履行にあたって必要な文書について、保管場所を定め管理しなければならない。
- (7) 受注者は本業務の履行にあたってパスワード等を使用した場合は、当該業務の終了後は速やかにパスワード等を削除しなければならない。
- (8) 受注者は本業務の処理上、知り得た機密情報を第三者に漏らしてはならない。
- (9) 受注者は本業務の履行について、久留米広域市町村圏事務組合情報セキュリティ規

則を遵守しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第32条 受注者は、発注者が指示した場合を除き、本業務に係るデータ（情報）及び関係資料を複写又は複製してはならない。

(目的外使用及び第三者への提供禁止)

第33条 受注者は、本業務に係るデータ（情報）を本業務の目的以外への使用及び第三者への提供をしてはならない。

(授受及び搬送)

第34条 受注者は、本業務に係るデータ（情報）の授受及び搬送を行う場合には、発注者の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

(保管及び返還等)

第35条 受注者は、本業務に係るデータ（情報）の保管を行う場合には、発注者の許可又は指示を受け、当該データ（情報）の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 受注者は、本業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成したデータ（情報）が記録された資料等を、契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 受注者は、前項ただし書により発注者が指示した方法によりデータ（情報）を処理した場合は、発注者に報告しなければならない。

(廃棄)

第36条 受注者は、発注者が指定した本業務に係るデータ（情報）を廃棄（消去を含む。）したときは、発注者に報告しなければならない。

(監査及び検査)

第37条 発注者は、受注者の本業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(報告)

第38条 受注者は、本業務を実施するに当たり、事故が生じたときは、その内容について発注者に速やかに報告し、発注者の指示を受けなければならない。

(事故時等の公表)

第39条 発注者は、本契約による業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合は、必要に応じ、当該事故等を公表する。

(実地調査等)

第40条 発注者は、必要があると認められるときは、本業務の状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(障害者に対する遵守事項)

第41条 受注者は、委託業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

(契約の費用)

第42条 本契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(裁判管轄)

第43条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む。）については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第44条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、その都度両者協議の上決定する。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年〇〇月〇〇日

発注者 久留米市東櫛原町 9 9 9 番地 1
久留米広域市町村圏事務組合
組合長 原口 新五

受注者 住所 ○○県○○市○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○株式会社
代表者 代表取締役 ○○ ○○

別紙 1 個人情報取扱特記事項

久留米広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）と株式会社（以下「受注者」という。）とは、消筑後地域消防指令センター消防通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新整備業務委託（以下「本業務」という。）の個人情報の保護について、次のとおり定める。

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、本業務に関して保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（保守業者の義務）

第2条 受注者は、本業務を処理するために知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約期間終了後も同様とする。

（個人情報の保管）

第3条 受注者は、本業務を処理するために思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報の保管を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の意見を聴き、発注者の承諾があるときはこの限りでない。

（個人情報の収集）

第4条 受注者は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、その業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該個人（以下「本人」という。）の同意があるときを除き、本人以外から収集してはならない。ただし、あらかじめ発注者の意見を聴き、発注者の承諾があるときはこの限りでない。

（目的外使用及び第三者への提供禁止）

第5条 受注者は、本業務に係る個人情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の意見を聴き、発注者の承諾があるときはこの限りでない。

（授受及び搬送）

第6条 受注者は、本業務を処理するため個人情報が記録された資料等の授受及び搬送を行うときは、個人情報の紛失、滅失及び破損等の事故が発生しないようにしなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本業務を処理するために、発注者から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の管理及び返還等)

第8条 受注者は、個人情報の保管を行う場合には、個人情報の紛失、滅失及び破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 受注者は、本業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、契約期間終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 受注者は、前項ただし書により発注者が指示した方法により個人情報を処理した場合は、発注者に報告しなければならない。

(廃棄)

第9条 受注者は、発注者が指定した個人情報を廃棄(消去を含む。)したときは、発注者に報告しなければならない。

(委託先の監督)

第10条 受注者は、本業務の一部を委託する場合、委託先における本業務に係る個人情報の保護については、受注者が責任をもって監督しなければならない。

(報告等)

第11条 発注者は、受注者が本業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

2 受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについて、事故が発生したときは、その内容について発注者に速やかに報告し、発注者の指示を受けなければならない。

(従事者の監督)

第12条 受注者は、本業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第13条 発注者は、受注者の本業務に係る個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(個人情報の開示、訂正、削除、目的外使用等の中止請求への対応)

第14条 受注者は、個人から本業務における自己に関する情報開示、訂正、削除、目的外使用等の中止の請求に応じることができるよう規程の整備を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第15条 受注者は、この特記事項に定める義務等を履行しないため、又は受注者の責めに帰する理由により発注者に損害を与えたときは、その損害（調査費用、弁護士費用含む）を賠償しなければならない。

(監査及び検査)

第16条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(事故時等の公表)

第17条 発注者は、この契約による業務に関し、情報セキュリティに関する事件及び事故等が発生した場合は、必要に応じ、当該事故等を公表することとする。

以 上

